

平成 28 年度
事業計画書



社会福祉法人
真庭市社会福祉協議会

目 次

I	はじめに	
II	理念	1
1	基本理念	1
2	経営理念	1
3	行動マインド	1
III	重点事業	2
1	社会福祉事業会計	2
2	収益事業会計	2
IV	事業実施項目	2
1	法人運営	2
(1)	組織運営	2
(2)	財務運営	3
(3)	指定管理事業	3
2	地域福祉事業	4
(1)	住民参加活動の推進	4
	ア 小地域福祉活動の推進	
	イ 当事者及び当事者組織の支援	
	ウ ボランティア活動者の育成支援	
	エ 地域包括ケアシステムの構築	
	オ 新たな公共活動の開発・推進	
(2)	個別支援活動の推進	6
	ア ニーズの早期発見・早期支援体制の確立	
	イ 在宅福祉活動	
	ウ 相談支援の実施	
(3)	地域福祉推進のための環境整備の推進	7
	ア 福祉教育の推進	
	イ 広報啓発活動の推進	
	ウ 調査・研究活動の推進	
	エ 社会資源の活用・改善・開発	
	オ 住民の権利擁護の推進	
	カ 評価体制の整備	
3	在宅福祉サービス	8
(1)	訪問介護事業所（介護予防訪問介護事業所、障害者総合支援事業、介護予防訪問・お助け訪問（真庭市受託事業）を含む）	8

(2) 訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護事業、障害者訪問入浴サービス事業（真庭市受託事業）を含む）	9
(3) 通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）	9
(4) 短期入所生活介護事業（介護予防短期入所生活介護事業を含む）	9
(5) 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームやすらぎ）	10
(6) 居宅介護支援事業（介護予防支援事業（真庭市受託事業）を含む）	10
(7) 障害者（児）移動介助事業（真庭市受託事業）	10
(8) 介護予防デイサービス事業・元気はつらつデイサービス事業（真庭市受託事業）	10
(9) 在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業（真庭市受託事業）	11
(10) 介護事業者として利用者への満足度調査の実施	11
4 施設運営事業	11
(1) 指定管理施設（川上、八束、中和、湯原地域）	11
(2) 落合老人福祉センター	11

I はじめに

急速な少子・高齢化、人口減少社会の進行に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、多様になっています。

こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。平成27年度は生活困窮者自立支援法が施行され、また介護保険制度においては新総合事業への移行が開始されるなど、地域福祉に影響をもたらす制度改革が進められています。

真庭市社会福祉協議会においても、これまで以上に地域の生活課題や福祉ニーズに即応した福祉活動の開発・実践に率先して取り組むことが重要です。

平成28年度は、「第3次地域福祉活動計画」の策定年にあたり、地域住民や関係機関、行政など地域における幅広い協働・連携により、計画策定に取り組めます。

また、中期経営計画は、限られた財源の中で効率的・効果的な事業を行い、組織として持続可能な計画を策定することが不可欠となります。

このような状況を踏まえながら、組織としての新たな法人運営や地域福祉活動の推進・介護サービスを始めとした在宅福祉サービスの展開を図り、真庭市社会福祉協議会の理念に基づいた各種活動を行ってまいります。

II 理念

1 基本理念

すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

2 経営理念

住民主体の地域福祉を推進します。

適切で質の高いサービスを提供します。

経営体質を強化し、人財を育成します。

3 行動マインド

理想と誇りを持って地域福祉を進めます。

利用者本位で心のこもったサービスを提供します。

法令を遵守し、高い倫理観を持って行動します。

組織目標を共有し、経営能力を高めます。

職員としての一体感を高め、相互に協力します。

Ⅲ 重点事業

真庭市社会福祉協議会の理念に基づき、すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、質の高い福祉サービスの提供と、住民主体の地域福祉を推進するため、平成 28 年度は、次の事業に重点をおき実施します。

1 社会福祉事業会計

(1) 真庭市との連携

地域福祉の推進及び個別具体的に必要な福祉事業の提供のため、職員及び事業用資産の確保に資する真庭市の支援を得ながら、専門性の向上とともにさらなる地域福祉活動の活性化と、真庭市福祉行政及び施策への参加・協力を行っていきます。また、真庭市内の介護保険サービスの提供体制の確保のために介護保険サービス提供事業者としての充実を図り、障がい者自立支援サービスや総合事業などの真庭市事業の受託による福祉サービスの提供に努めていきます。

さらに、真庭市との協議・連携により真庭市社会福祉協議会の地域福祉推進に向けた体制の整備を図っていきます。

(2) 第 3 次地域福祉活動計画（平成 29 年度～33 年度）の策定

第 2 次地域福祉活動計画（平成 24 年度～平成 28 年度）の評価を行うとともに、第 3 次地域福祉活動計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の策定に取り組みます。

(3) 中期経営計画の策定

持続可能な経営基盤の確立を図り、限られた財源の中で効率的・効果的な事業を行い、さらに組織として経営改善に取り組めるよう平成 29 年度からの中期経営計画を策定します。

(4) 地域助けあい事業の推進

平成 27 年度から始まった「地域助けあい事業」の周知と浸透を図るとともに、全地区社協での事業推進となるよう取り組みます。

2 収益事業会計

地域福祉センター百楽苑

平成 27 年度で収益事業を廃止後、基本財産、運用財産の処分手続き及び備品整理等を実施し、社会福祉法人郁青会へ譲渡するため円滑に手続きを進めます。

Ⅳ 事業実施項目

1 法人運営

(1) 組織運営

地域福祉推進体制の充実及び各種事業のサービス提供体制の充実を目指します。

ア 理事会

(ア) 開催目標 7 回 (平成 27 年度実績見込み 8 回)

(イ) 役員研修会の実施、責任体制の明確化、委員会組織の活性化

イ 監事会

(ア) 開催目標 3 回 (平成 27 年度実績見込み 3 回)

(イ) 役員研修会の実施

ウ 評議員会

(ア) 開催目標 5 回 (平成 27 年度実績見込み 6 回)

(イ) 研修会の実施

エ 業績検討会

役職員による介護事業及び地域福祉事業の業績検討会を実施します。

オ 人材育成を目的とした人事評価制度の実施

真庭市社会福祉協議会の理念と、行動マインドの実践や職員の経営参画意識を高めるため、各部門計画・個人目標を掲げ業務にあたることにより、目標達成に向けた意識の向上を図り、人材の育成を目的に人事評価を実施します。

(2) 財務運営

中期経営計画の実施と、真庭市の財政支援の確保を図り、福祉事業の財源となる社協会費、善意寄付、各種募金の増強に取り組み、介護事業所の効率的運営による事業収支の改善を図ることで、真庭市社会福祉協議会の財務基盤の強化を目指します。

ア 自主財源の増強

社協会費、善意寄付金収入、共同募金収入、収益事業収入

(ア) 会費 14,901 千円 (平成 27 年度実績見込み 14,496 千円)

(イ) 共同募金目標 7,700 千円 (平成 27 年度実績見込み 6,258 千円)

(ウ) 歳末たすけあい募金目標 3,206 千円 (平成 27 年度実績見込み 3,273 千円)

イ 真庭市の負担金及び補助金の確保

負担金 43,320 千円、補助金 37,821 千円、負担金補助金合計 81,141 千円を確保します。

ウ 介護保険関係事業の経営改革

サービス区分ごとの経営管理体制の強化による経営の安定化を図ります。

(3) 指定管理事業

湯原保健福祉センター 平成 27 年度～平成 31 年度 (5 年間)

中和デイサービスセンター 平成 27 年度～平成 29 年度 (3 年間)

八束老人福祉センター 平成 27 年度～平成 29 年度 (3 年間)

川上老人福祉センター他 平成 27 年度～平成 29 年度 (3 年間)

適正な管理運営に努めます。また、湯原保健福祉センターについては、介護保険サービス事業の経営の安定化を図ることに努めます。

2 地域福祉事業

(1) 住民参加活動の推進

ア 小地域福祉活動の推進

地域住民が主役となって活動に参加し、地域づくりを進める中で「地域の福祉力」を高め、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みをします。

(ア) 地区社協組織の活性化

地域助けあい事業の推進を図るとともに、地域での見守り体制の整備に向け社協職員が積極的にかかわり、住民主体の活動を進めます。

- a 座談会等の開催（開催目標 地区社協ごとに年1回以上）
- b 地域助けあい会議（年2回）の開催と助けあいマップ作成による地域での見守り体制の整備及び、困りごとを抱えた人への支援

(イ) ふれあい・いきいきサロンの推進

身近な地域で気軽に参加でき、「豊かに暮らせる福祉コミュニティ」づくりを目的としてサロンの設置を推進します。また、現行のサロンが継続できるよう、メニュー提供やサロンの集い等を開催し情報交換の場を設けます。社協職員がサロンに積極的に出向き、地域住民のサロン推進への関わりや地域福祉活動への理解を進めます。

(ウ) 福祉委員活動の充実

身近な地域の見守り、アンテナ役として役割が浸透するように、福祉委員研修会や地区社協座談会で具体的な役割の提示をします。

- a 福祉委員研修会の開催 開催目標年2回以上（各支所）
- b 福祉委員組織の必要性について地区の特性等を考慮し協議・検討を行います。

(エ) 見守りネットワークの構築

福祉委員と民生委員児童委員との連携・情報交換の場づくり、福祉情報等の提供を積極的に行います。

- a 福祉委員、民生委員児童委員合同会議を開催します。
- b 救急医療情報キット設置や更新時による見守り活動の充実を推進します。
- c 地域助けあい事業による見守り活動の推進を行います。

(オ) 小地域福祉活動を支える人材の育成

地域福祉活動の活性化や意識の高揚のために、研修会や意見交換会を開催します。

- a 地域福祉推進委員会を開催します。（開催目標各支所3回以上）
- b 地域福祉推進委員代表者会議を開催します。（開催目標3回以上）
- c 地域福祉活動担い手研修会を開催します。（開催目標年1回）

イ 当事者及び当事者組織の支援

市内で活動する福祉団体等の活動を自立に向けて支援します。また、当事者

の相談や、社会参加、問題解決、自立等に向けて支援します。

(ア) 当事者の社会参加支援

当事者の交流・社会参加を支援するため、真庭市や真庭地域自立支援協議会と連携して各種交流事業を開催します。

(イ) 各種当事者組織の自主運営に向けた、活動支援及び組織化

a 当事者組織の自主運営に向けて、真庭市及び各団体と活動内容を協議しながら活動支援を行います。また、市補助金の見直しに係る適正化についても各団体と適正な支出に向けた検討を行います。

b 情報提供と会員相互の交流に向けた取り組み

(a) 真庭市老人クラブ連合会活動支援

(b) 真庭市身体障害者福祉協会活動支援

(c) 真庭市手をつなぐ親の会活動支援

(d) 真庭市遺族会連合会活動支援

c 新たなニーズに対する当事者組織の立上げについて、関係機関等と協力し、支援を行います。

(ウ) 当事者組織との協働活動の推進

就労支援事業所・作業所へ必要な情報を提供し、真庭地域自立支援協議会への参加により障がい者（児）支援を推進します。

社会福祉大会等において各作業所の製品を展示し、作業所の紹介をします。

ウ ボランティア活動者の育成支援

地域活動の中で見えてきたニーズをもとに、人材の発掘と育成を図ります。

(ア) ボランティア市民活動センター及びボランティアステーションの機能の強化

ボランティア活動がしやすい環境を整え、ボランティア活動の活性化を目指します。

a ボランティアコーディネート

b ボランティア活動に関する情報収集と情報提供

c ボランティア保険の加入推進（掛金の一部助成）

d 市内ボランティア団体、市民活動への活動支援（地域福祉活動団体への支援）

e ボランティア活動の広報啓発

(イ) 災害ボランティアセンターなどの災害緊急対応体制の整備

a 災害ボランティアセンター設置訓練への参加

b 真庭市と連携し、災害時における支援体制の整備

(ウ) ボランティアの養成・育成

a 夏のボランティア体験事業の開催

b 子育て支援養成講座の開催

(エ) ボランティアネットワークの活性化

a 市内ボランティア団体の連携・交流・情報交換

(a) ボランティア交流会の開催（開催目標 2 回）

(b) ボランティア研修会の開催（開催目標 1 回）

b 真庭市ボランティア連絡協議会等の活動支援

ボランティアの活動が活性化するよう「社協だより」の活用やホームペ

ージ等で情報を発信し、住民参加と理解を促進します。

c 関係機関と連携した活動の展開

エ 地域包括ケアシステムの構築

地域の中で援助を必要とする人の福祉課題の早期発見・早期対応のための仕組みづくりに、地域包括ケアシステム構築を進める中心機関である地域包括支援センター等と連携、協働し取り組みます。

オ 新たな公共活動の開発・推進

地域の課題解決を図るため、NPOや企業等との協働による支援活動の取り組みへ参加します。

ふれあい・いきいきサロンでの移動販売拡充に向け、各サロンへの情報提供と活用に取り組みます。

(2) 個別支援活動の推進

ア ニーズの早期発見・早期支援体制の確立

社協職員によるアウトリーチ活動を積極的に行うとともに、地区社協、民生委員児童委員、福祉委員や地域住民による見守り活動を基盤とし、地域ニーズの早期発見を行い、早期かつ適切な支援につなげていきます。

(ア) 困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくりの推進

- a 地域助けあい事業による見守り、支援活動の推進
- b 助けあい会議で「助けあいマップ」作成による支援が必要な世帯の把握
- c 見守りの連携強化

(イ) 専門職による地域でのアウトリーチ活動の推進

(ウ) 住民座談会の開催

イ 在宅福祉活動

(ア) 高齢者支援の推進

一人暮らし高齢者、高齢者世帯等の在宅での生活を支えるため、各種在宅福祉サービスを実施します。

- a 一人暮らし高齢者のつどい、配食サービス等
- b 福祉機器介護用品貸出事業、福祉車両貸出事業、声の広報
- c 福祉移送サービス・高齢者等給食サービス事業（真庭市受託事業）
- d お助け訪問事業（真庭市受託事業）

(イ) 障がい者(児)支援の推進

地域で自立した生活が可能になるよう関係機関と連携し、必要なサービスを提供します。

- a 福祉機器介護用品貸出事業、福祉車両貸出事業、声の広報
- b 福祉移送サービス（真庭市受託事業）

(ウ) 子育て支援の推進

地域住民や関係機関と連携し、子育てサロンの設置や子育て支援ボランティアの育成・支援を行います。

(エ) 全般的支援の推進

福祉機器介護用品貸出事業、福祉車両貸出事業、たすけあい号貸出事業、レクリエーション用具貸出等を実施し、在宅の高齢者、障がい者(児)及び住民の地域福祉活動を支援します。

老朽化した備品のメンテナンスや更新を適宜行います。

ウ 相談支援の実施

(ア) 相談窓口機能の充実

相談援助の専門職として、的確、適切な対応に努めます。

(イ) 心配ごと相談所の開設（真庭市受託事業）

a 身近な総合相談窓口として、問題解決に向けて適切な相談援助を行います。

b 相談員の研修会を開催します。（年1回）

(ウ) 生活福祉資金の貸付事業（県社協受託事業）

民生委員等と連携し、利用者の生活指導や償還指導に努め、経済的自立と生活の安定を支援します。

貸付の対象とならない人への支援も関係機関等と連携をとりながら取り組みます。また、生活困窮者自立支援事業と連携・協働し、生活困窮世帯の自立支援に取り組みます。

(エ) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

行政等の関係機関と連携し、利用者の権利を守る事業として適切なサービスの提供に努めます。今後利用者の増加が見込まれることを踏まえ、生活支援員の確保と各支所担当職員の資質向上に努めます。

a 生活支援員研修会の開催(年1回)

b 関係部署と情報共有を図り、利用者の地域支援に取り組みます。

c 県社協が主催する研修会や連絡会等に参加し、専門性の向上や地域との連携に努めます。

(オ) 地域を取り巻く状況の変化や深刻化する地域の生活課題への対応

地域で暮らす生活困窮者や低所得者等への支援体制の検討を行います。

(3) 地域福祉推進のための環境整備の推進

ア 福祉教育の推進

(ア) 児童・生徒へ福祉教育の推進（出前福祉講座の実施）

(イ) 地域住民、医療・福祉関係者等専門職へ福祉教育の推進

イ 広報啓発活動の推進

(ア) 社協活動が十分に周知できるよう広報活動を組織的・計画的に実施

(イ) 広報誌「社協だより」の内容充実、ホームページの更新、各広報手段の積極的な活用

(ウ) 広報委員会の活性化

広報委員会の開催目標 4回（平成 27 年度実績 4回）

(エ) 真庭市社会福祉大会の開催

住民への周知や啓発を行いながら、福祉意識の向上や社協活動の紹介等を目的に、「真庭市社会福祉大会」を開催します。

開催予定 平成 28 年 11 月 26 日 (土)

開場予定 勝山文化センター

ウ 調査・研究活動の推進

福祉に対する地域ニーズを把握し、ニーズに即した福祉活動を展開できるよう調査研究を行います。

地区別座談会でのヒアリングやふれあいサロン等での意向調査を積極的に行います。(市内全域で座談会開催を目標とします。)

第 3 次地域福祉活動計画策定に向けた各種調査を行います。

エ 社会資源の活用・改善・開発

- (ア) アウトリーチ活動や座談会での地域課題解決に向け、市や関係機関への提言
- (イ) 社会資源把握や活用に向けた資源マップ(制度・サービス・支援事業所)作成に向け、地域住民や関係機関と協議を行います。

オ 住民の権利擁護の推進

- (ア) 日常生活自立支援事業の啓発・利用促進
- (イ) 成年後見制度の啓発・利用促進
- (ウ) 地域福祉推進における個人情報保護と地域で共有できる仕組みづくり
- (エ) 社会福祉協議会による法人後見の取り組みについて検討

カ 評価体制の整備

- (ア) 事業、年度評価の実施と第 2 次地域福祉活動計画の評価
- (イ) 事業評価のための評価シートの活用

3 在宅福祉サービス

- (1) 訪問介護事業所(介護予防訪問介護事業所、障害者総合支援事業、介護予防訪問・お助け訪問(真庭市受託事業)を含む)

利用者の尊厳を守り、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、自立支援サービスに努め、利用者満足度 100%を目指します。

ア 利用者個々のニーズにあった、適切なサービスを提供します。

- (ア) 年間研修計画及び個人目標により自己研磨・自己啓発に努めます。
- (イ) 利用者理解と接遇力、コミュニケーションの向上を図ります。
- (ウ) 同行援護資格を取得します。

イ 業務管理体制の強化により、適切なサービスを迅速に提供し、効率化を図り、職員の一体化を目指します。

- (ア) 職員相互のコミュニケーションを図りサービスの質の向上に努めます。
- (イ) 特定事業所加算を継続し、発展・効率化を図ります。

ウ 多職種及び地域福祉部門と連携し、地域包括ケアの一員として積極的に寄与します。

(2) 訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護事業、障害者訪問入浴サービス事業（真庭市受託事業）を含む）

真庭市唯一の訪問入浴介護の事業所としての自覚を持ち、利用者の尊厳を守り、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、在宅生活を支えます。また、安全・快適なサービスの提供を行い、利用者満足度 100%を目指します。

ア 真庭市全域をカバーする組織運営

- （ア）職員の適切な配置により、利用者ニーズに応えます。
- （イ）車両・設備の安全点検を万全に行い、安全施業に徹します。

イ 利用者の重度化に対応できる人材を育成します。

- （ア）年間研修計画及び個人目標により自己研磨・自己啓発に努めます。
- （イ）利用者理解と接遇力、コミュニケーションの向上を図ります。
- （ウ）医療知識の習得のため研修に積極的に参加します。

ウ 多職種との連携により、安全で快適なサービスを提供します。

医療機関、居宅介護支援事業所と連携しながら、きめ細やかな対応をすることにより、安全を確保するとともに、快適な入浴となるよう事業を推進します。

(3) 通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）

利用者が可能な限り、自宅で自立した日常生活を送ることができるように、孤立感の解消と心身機能の維持向上、介護家族の負担の軽減を図ります。

ア 利用者の重度化への対応力向上と安全施業を目指します。

- （ア）安全・安心の送迎に対する職員教育を徹底します。
- （イ）車両・設備の安全点検を万全に行い、安全施業に徹します。
- （ウ）年間研修計画及び個人目標により自己研磨・自己啓発に努めます。
- （エ）認知症および重度化の利用者への対応能力を向上させます。

イ 生活機能の維持向上に向けたサービスを提供します。

楽しく、継続的なプログラムの実施をします。

ウ 口腔ケアを重点的に実施します。

(4) 短期入所生活介護事業（介護予防短期入所生活介護事業を含む）

介護者の介護負担の軽減を図り、利用者が自立した日常生活が送れるよう適切なサービスを提供します。

ア 在宅で安定した生活ができるよう、生活習慣の習得や心身機能の維持向上につながるサービスの提供を行います。

イ 利用者理解と接遇力、コミュニケーションの向上を図ります。

ウ 他の事業所との連携を強化し、適切な個別対応を行います。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームやすらぎ）

ア 運営の基本方針

- (ア) 入所者の尊厳を守り、穏やかに楽しく生活できるサービスの提供を実施します。
- (イ) 地域密着型介護老人福祉施設として、地域住民の代表、利用者及び家族等による運営推進会議を開催し、地域住民の意見を運営に反映させていきます。
- (ウ) 運営推進委員会を中心として、地域住民・ボランティアとの交流を推進します。

イ 組織管理

- (ア) 利用者本位の施設運営に心がけます。
- (イ) 協力病院、協力歯科医院との連携強化により入所者の健康維持を図ります。
- (ウ) 個人としてだけでなく、チームとしての介護技術の向上を目指します。
- (エ) 年間研修計画により認知症及び重度化に対応のできる職員の育成を行います。
- (オ) 運営推進会議等の意見を取り入れ、効率のよい運営方法を検討していきます。

ウ 安全管理及び防火管理

- (ア) 接遇研修等各種職員研修を実施し、施設の健全管理に努めます。
- (イ) 腰痛予防を意識した介護方法の実践を行います。
- (ウ) 施設管理責任者を配置するとともに防火管理者を併せて配置し、防火設備点検等を行います。

(6) 居宅介護支援事業（介護予防支援事業（真庭市受託事業）を含む）

介護保険の認定を受けた利用者が、可能な限り自宅で自立して日常生活を送ることができるように、多職種と連携しながら、最適な支援計画を作成します。

ア 年間研修計画及び個人目標により自己研磨・自己啓発に努めます。

イ 利用者理解と接遇力、相談援助技術の向上を図ります。

ウ 地域包括ケアにおいて積極的に役割を推進します。

(7) 障害者（児）移動介助事業（真庭市受託事業）

歩行や車いすの介助、代読や代筆などのコミュニケーション支援などを通じて障がいをもつ人の自立と積極的な社会参加を促進します。

ア 移動介助従事者の研修受講と資格取得者の育成を行います。

イ 関係機関と連携し適切なプランに基づく支援を行います。

(8) 介護予防デイサービス事業・元気はつらつデイサービス事業（真庭市受託事業）

高齢者に外出の機会を提供し、孤立感の解消ができるよう支援します。

ア グループ活動による楽しい交流の場を提供します。

イ 介護予防のための運動機能訓練を楽しく、機能が維持できるプログラムの工夫をします。

- (9) 在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業（真庭市受託事業）
地域包括支援センターとの連携を図り、利用者の要望に応えられるプランにより、在宅での生活習慣の改善となるよう生活習慣と体調の管理調整を行います。
- (10) 介護事業者として利用者への満足度調査の実施
短期入所生活介護事業のアンケート調査を実施し、サービスの改善に取り組みます。

4 施設運営事業

- (1) 指定管理施設(川上、八束、中和、湯原地域)
福祉施設機能の充実と利用者の拡大を図り、地域に開かれた施設として役割の向上を目指します。
- (2) 落合老人福祉センター
地域福祉及び介護事業の拠点として、適切な管理運営を目指します。